

安城市監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 15 項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和 5 年 4 月 26 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

1 令和5年安城市監査公表第5号（公表日令和5年2月22日）関係分

2 措置の状況

（1）危機管理課（令和5年4月17日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
業務委託契約において、契約書に定めているセキュリティ関連書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
契約書に定めているセキュリティ関連書類について、受注者から書類を受領した。また、再発防止に向けて、課内会議にて留意事項を周知するとともに、契約事務チェックリストを作成した。今後はこれを用いてチェックしていくこととする。

（2）社会福祉課（令和5年4月19日現在の措置状況）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
収入関係 納入通知書に納入期限が記載されておらず、納入確認がされていないため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況
今後は、納期限を送付月の翌月末とし、納入通知書作成時に記入することとした（例：4月10日に送付する場合は5月31日を納期限とする。）。また、送付前に上席者も確認することとした。

特に措置を講ずる必要があると認める事項
支出関係 会場利用にかかる支出負担行為決議書について、前回と同様に当初許可分利用料と追加許可分利用料を合算した金額で起案していたため、適切な事務執行に努められたい。
措 置 状 況

今後は、合算した金額で起案するのではなく、当初許可分を許可日で起案したのち、追加許可分は変更決議を起案するように改めた。また、前年度に作成した書類とともに正しい事務のやり方を記載したものを残しておき、次年度に事務を行う際はこれを参照することとした。